

【別記1】

輸入麦等の特別売買契約（麦加工品・調製品）の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請書の記載要領（法人用）

令和5年12月21日
農林水産省農産局長

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施する輸入麦等の特別売買契約（麦加工品・調製品）の見積合せに買受けを目的として参加する者（輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）第3章のI第2の1の要件を満たしている者を除く。）に必要な資格を取得するための申請を行う場合は、この記載要領に従い、食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書、その他審査に必要な書類を提出してください。

1 提出書類（提出部数各1部）

申請に当たっては、食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書（麦加工品・調製品用）（様式4-I-18（その5））のほか、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 麦加工品・調製品の取扱数量確認書（様式4-I-18（その5））
- (2) 営業経歴書
- (3) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- (4) 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- (5) 納税証明書
- (6) 誓約書（様式4-I-18（その6））
- (7) 名称等の公表に関する同意書（様式4-I-18（その7））

2 提出書類の記入方法についての注意事項

- (1) 提出書類に使用する言語は日本語を用い、楷書で明瞭に記入してください。
- (2) 記入事項の基準日は令和6年1月1日とします。
ただし、決算に関する事項は、基準日直前の決算の確定した日（仮決算は認めない。）とし、金額は、千円単位（百円以下を四捨五入する。）で記入してください。

3 買受資格承認申請書の作成方法

食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書（様式4-I-18（その5））

食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書（麦加工品・調製品用）（様式4-I-18（その5））の注意事項に留意し作成してください。

代表者は本店（社）の代表者としてください。

4 提出書類の作成方法

取扱数量確認書（様式4-I-18（その5））

申請者は、当年度（申請日の年度）及び前年度における麦加工品・調製品の取扱数量を記載してください。当年度の記載に当たっては、取引先との書面による契約により取扱いが確実と見込まれる数量を予定数量として記載してください。

取扱数量の確認書類として、台帳や契約書等の写しを提出してください。

営業経歴書

申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（農林水産省農産局長と常時契約を締結する本店（社）、支店及び事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類であって、基準日前1年以内に作成したものを提出してください（上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可）。

履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（写しでも可）

申請日から3か月以内に発行された商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書を提出してください。

財務諸表

申請者が自ら作成している基準日の直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書を提出してください。

納税証明書（写しでも可）

申請日から3か月以内に発行された国税通則法施行規則（昭和37年4月2日付け大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3であって、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを証明する税務官署が発行する証明書を提出してください。

誓約書（様式4-I-18（その6））

代表者は本店（社）の代表者としてください。

名称等の公表に関する同意書（様式4-I-18（その7））

代表者は本店（社）の代表者としてください。

5 契約の範囲

この申請によって有資格者となった場合に参加できる特別売買契約の範囲は、基本要領第4章のⅠ第1に定める特別売買契約のうち、麦加工品・調製品の買受けに係るものとします。

6 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の(1)から(5)までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに農林水産省農産局農産政策部貿易業務課麦類業務班に連絡の上、その指示を受けるものとします。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号
- (3) 代表者氏名
- (4) 営業所の名称、所在地及び電話番号
- (5) その他経営の状況等